

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて
1 . 公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、公立幼稚園の存続については、新町において検討する。
2 . 就学援助については、国の交付要綱に従い新町においても実施するものとする。
3 . 学校給食については、当面現行のとおりとする。
4 . 通学区域及びスクールバス運行については、現行のとおりとする。
5 . 英語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
6 . 奨学金貸付事業については、岩城村の例を基本に全域実施するものとする。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針	<p>1. 公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、公立幼稚園の存続については、新町において検討する。</p> <p>2. 就学援助については、国の交付要綱に従い新町においても実施するものとする。</p> <p>3. 学校給食については、当面現行のとおりとする。</p> <p>4. 通学区域及びスクールバス運行については、現行のとおりとする。</p> <p>5. 英語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6. 奨学金貸付事業については、岩城村の例を基本に全域実施するものとする。</p>		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
公立幼稚園	<p>【幼稚園数】 1園（弓削幼稚園）</p> <p>【入園対象者】 弓削町内に居住する満5歳児</p> <p>【教育年限】 1年</p> <p>【園児定員】 120人 1学級園児数は、35人以下を原則 ・学級数：1学級（H15.5.1現在） ・園児数：12人（H15.5.1現在）</p> <p>【保育料等】 入園料：5,000円 保育料：5,700円/月</p> <p>【保育時間】 8時30分～15時30分（月・水・金） 8時30分～12時30分（火・木）</p> <p>【就園奨励費補助金】 ・生活保護法の規定による保護世帯及び町民税非課税世帯 ：20,000円/年 ・町民税所得割が5,000円以下となる世帯 ：13,000円/年 ・町民税所得割が5,000円を超え10,000円以下となる世帯 ：5,000円/年</p>				<p>存続 入園対象者は全域とし、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、幼稚園の存続については、新町において検討する。</p>
公立小学校	<p>【学校数】 1校（弓削小学校）</p> <p>【学級数】 <弓削小学校> ・普通学級：6学級 ・特殊学級：1学級</p> <p>【児童数】 <弓削小学校> 139人</p> <p>*学級数、児童数はH15.5.1現在</p>	<p>【学校数】 1校（生名小学校）</p> <p>【学級数】 <生名小学校> ・普通学級：6学級 ・特殊学級：1学級</p> <p>【児童数】 <生名小学校> 64人</p> <p>*学級数、児童数はH15.5.1現在</p>	<p>【学校数】 1校（岩城小学校）</p> <p>【学級数】 <岩城小学校> ・普通学級：6学級 ・特殊学級：なし</p> <p>【児童数】 <岩城小学校> 96人</p> <p>*学級数、児童数はH15.5.1現在</p>	<p>【学校数】 2校（魚島小学校、高井神小学校）</p> <p>【学級数】 <魚島小学校> ・普通学級：2学級（内、複式1） ・特殊学級：なし <高井神小学校> ・普通学級：1学級 ・特殊学級：なし</p> <p>【児童数】 <魚島小学校> 3人 <高井神小学校> 1人</p> <p>*学級数、児童数はH15.5.1現在</p>	<p>存続 現行どおりとする。 また、通学区域についても現行のとおりとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
公立中学校	<p>【学校数】 1校（弓削中学校）</p> <p>【学級数】 <弓削中学校> ・普通学級：3学級 ・特殊学級：なし</p> <p>【生徒数】 <弓削中学校> 81人</p> <p>*学級数、生徒数はH15.5.1現在</p>	<p>【学校数】 1校（生名中学校）</p> <p>【学級数】 <生名中学校> ・普通学級：3学級 ・特殊学級：なし</p> <p>【生徒数】 <生名中学校> 55人</p> <p>*学級数、生徒数はH15.5.1現在</p>	<p>【学校数】 1校（岩城中学校）</p> <p>【学級数】 <岩城中学校> ・普通学級：3学級 ・特殊学級：1学級</p> <p>【生徒数】 <岩城中学校> 68人</p> <p>*学級数、生徒数はH15.5.1現在</p>	<p>【学校数】 2校（魚島中学校、高井神中学校）</p> <p>【学級数】 <魚島中学校> ・普通学級：3学級 ・特殊学級：なし <高井神中学校> ・普通学級：1学級 ・特殊学級：なし</p> <p>【生徒数】 <魚島中学校> 5人 <高井神中学校> 1人</p> <p>*学級数、生徒数はH15.5.1現在</p>	<p>存続 現行どおりとする。 また、通学区についても現行のとおりとする。</p>
就学援助	<p>【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与える。</p> <p>【認定】 要保護：児童生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合 (H14年度認定者数：小 0人、中 1人) 準要保護：児童生徒の保護者が、生活保護法に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認められる場合 (H14年度認定者数：小 2人、中 1人)</p> <p>【援助範囲】 ・学用品費 ・通学用品費 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・校外活動費(宿泊を伴うもの) ・通学費 ・修学旅行費 ・体育実技用具費 ・新入学児童生徒学用品費等 ・医療費 ・学校給食費 生活保護法による扶助が行われているものを除く。 (H14年度援助総額：234,599円 うち国庫補助金84,000円)</p>	<p>【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 同 左</p> <p>【認定】 同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 0人)</p> <p>同 左 (H14年度認定者数：小 4人、中 1人)</p> <p>【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：231,706円 うち国庫補助金94,000円)</p>	<p>【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 同 左</p> <p>【認定】 同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 0人)</p> <p>同 左 (H14年度認定者数：小 4人、中 2人)</p> <p>【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：477,517円 うち国庫補助金128,000円)</p>	<p>【要保護及準要保護児童生徒援助費】 【目的】 同 左</p> <p>【認定】 同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 0人)</p> <p>同 左 (H14年度認定者数：小 0人、中 1人)</p> <p>【援助範囲】 同 左 (H14年度援助総額：14,014円 うち国庫補助金7,000円)</p>	<p>合併時に統合 国の要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱に従い新町においても実施する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>【特殊教育就学奨励費】</p> <p>【目的】 特殊学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特殊学級への就学のため必要な援助を与える。</p> <p>【認定】 特殊学級に就学する児童又は生徒の保護者に対し、その保護者の属する世帯の収入額及び需要額による。 (H14年度認定者数:小 2人、中 0人)</p> <p>【援助範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費 ・通学費 ・職場実習交通費 ・交流学習交通費 ・修学旅行費 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・校外活動費(宿泊を伴うもの) ・学用品購入費 ・新入学児童生徒学用品費等 ・通学用品購入費 <p>生活保護法による扶助が行われているもの又は要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の対象とされ必要な援助を受けているものを除く。 (H14年度援助総額：92,955円 うち国庫補助金36,000円)</p>	<p>【特殊教育就学奨励費】</p> <p>【目的】</p> <p>同 左</p> <p>【認定】</p> <p>同 左</p> <p>(H14年度認定者数:小 0人、中 0人)</p> <p>【援助範囲】</p> <p>同 左</p> <p>(H14年度援助総額：0円 うち国庫補助金0円)</p>	<p>【特殊教育就学奨励費】</p> <p>【目的】</p> <p>同 左</p> <p>【認定】</p> <p>同 左</p> <p>(H14年度認定者数:小 0人、中 0人)</p> <p>【援助範囲】</p> <p>同 左</p> <p>(H14年度援助総額：0円 うち国庫補助金0円)</p>	<p>【特殊教育就学奨励費】</p> <p>【目的】</p> <p>同 左</p> <p>【認定】</p> <p>同 左</p> <p>(H14年度認定者数:小 0人、中 0人)</p> <p>【援助範囲】</p> <p>同 左</p> <p>(H14年度援助総額：0円 うち国庫補助金0円)</p>	
学校給食	<p>【給食】 完全給食</p> <p>【給食費】</p> <p>小学校：@270円×食数 中学校：@310円×食数</p> <p>【調理施設】 共同調理場 小中学校へ配食</p> <p>【調理員】 5名(パート職員)</p>	<p>【給食】 ミルク給食</p> <p>【給食費】</p> <p>ミルク 小学校：@37.36円×食数×1.05 中学校：@37.36円×食数×1.05</p> <p>果汁 小学校：@28円×食数×1.05</p> <p>【調理施設】</p> <p>【調理員】</p>	<p>【給食】 完全給食</p> <p>【給食費】</p> <p>小学校：@225円×食数 中学校：@260円×食数</p> <p>【調理施設】 共同調理場 小中学校へ配食</p> <p>【調理員】 4名(臨時職員)</p>	<p>【給食】 ミルク給食</p> <p>【給食費】</p> <p>ミルク 小学校：@37.36円×食数×1.05 中学校：@37.36円×食数×1.05</p> <p>果汁 小学校：@28円×食数×1.05 中学校：@28円×食数×1.05</p> <p>【調理施設】</p> <p>【調理員】</p>	合併後に再編 当面は現行どおりとし、新町で統一実施に向け検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>【物資購入方法】 町内並びに町外業者を公募により募り、運営委員会にて選定。その後物資売買基本契約等を結び、安定供給並びに適正価格の維持等努める業者より見積書を徴し購入。</p> <p>【献立作成】 弓削町給食センターにて決定</p> <p>【附属機関】 弓削町給食センター運営委員会 弓削町立幼稚園、小学校及び中学校の学校給食を適性かつ円滑に実施することを目的とする。</p>	<p>【物資購入方法】 (財)愛媛県学校給食会と学校給食用物資売買契約を結び購入。</p> <p>【献立作成】</p> <p>【附属機関】</p>	<p>【物資購入方法】 村内並びに村外業者を募り、運営委員会に図り購入する。</p> <p>【献立作成】 岩城村学校給食共同調理場</p> <p>【附属機関】 岩城村学校給食共同調理場 運営委員会 小学校及び中学校の学校給食を適性かつ円滑に実施することを目的とする。</p>	<p>【物資購入方法】 (財)愛媛県学校給食会と学校給食用物資売買契約を結び購入。</p> <p>【献立作成】</p> <p>【附属機関】</p>	
スクールバス運行	<p>【目的】 弓削町立弓削小学校児童の遠距離通学者の通学手段及び登下校以外の臨時送迎</p> <p>【事業概要】 弓削町有バス運行業務委託 委託先：(株)ゆげフーズサービス 代表取締役社長 中林 運雄 委託金：スクールバス運行業務 月額130,000円 ：登下校以外臨時送迎業務 1時間当たり3,000円</p>		<p>【目的】 岩城村立岩城小学校・岩城北小学校統合により北地区の児童の通学手段</p> <p>【事業概要】 バス：1台(40人乗り) 運転手：村職員</p>		<p>存続 当面は現行のとおりとし、新町で検討する。</p>
英語指導助手	<p>【事業目的】 異文化を理解し、幅広い心を持った国際人育成に努める。</p> <p>【配置人数】 1人(英語圏)</p> <p>【概要】 中学校：週2回(木・金) 小学校：週2回(火・水) 幼稚園：週1回(月) 保育所：週1回(月) 一般住民：週1回(水)</p>	<p>【事業目的】 児童・生徒の健全な育成、外国語教育の充実を図るとともに、国際教育に向けて対応できる人材の育成と知識を深める。</p> <p>【配置人数】 1人(英語圏)</p> <p>【概要】 中学校：週3回(月・火・木) 小学校：週1回(金) 保育所：週1回(水) 教育委員会：週1回(水) 一般住民：週2回(火・水)</p>	<p>【事業目的】 児童生徒及び村民に広く語学指導を行うとともに、外国人との交流を図る。</p> <p>【配置人数】 1人(英語圏)</p> <p>【概要】 中学校：週3回(火・水・木) 小学校：週1回(金) 保育所：週1回(水) 教育委員会：週1回(月) 岩城分校：月1回(月) 一般住民：週1回(木)</p>	<p>【事業目的】 これまでの注入型事業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化に触れ、国際理解を深める。</p> <p>【配置人数】 1人(英語圏)</p> <p>【概要】 魚島中学校：週4回(月・火・水・木) 魚島小学校：週1回(月) 高井神中学校：週1回(水) 高井神小学校：週1回(水) 保育所：週1回(金) 教育委員会：週1回(金)</p>	<p>存続 中学校区で1人配置希望調整 当面は現行どおりとし、新町において検討する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
--------------	-----------------	------	--------

区分	現況			調整内容
	弓削町	生名村	岩城村 魚島村	
奨学金貸付事業			<p>【貸付対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に住居している者の子弟又は被扶養者 ・学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に修学する者 ・学業成績が良好である者 ・心身ともに堅実である者 ・家庭の事情によって修学することが困難な状況にある者 <p>【奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校及び高等専門学校：月額3万円以内 ・大学：月額5万円以内 <p>【利息】</p> <p>なし</p> <p>【貸付期間】</p> <p>学校の正規の修学年限とし、入学した日(在学中の者については、貸付けが決定した日)の属する月から学校を卒業する日の属する月までとする。</p> <p>【償還】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間満了後、6箇月据置き10年以内に償還する。 ・年賦又は月賦の方法による。 <p>【保証人】</p> <p>2人以上の連帯保証人(うち1人は、本人の父兄又はこれに代わるもの)</p> <p>【附属機関】</p> <p>岩城村奨学金運営審議会 奨学金の貸付け等について教育委員会の諮問に答え、若しくは意見を述べ、又は必要な調査を行う。(委員6名)</p> <p>【貸付方法】</p> <p>毎年4月及び10月に6箇月分</p> <p>【返還免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡したとき。 ・心身障害その他やむを得ない理由によって返還が不能と認められるとき。 <p>【延滞利息】</p> <p>年7.25%</p>	<p>存続</p> <p>当面は現行どおりとし、新町において検討する。ただし、貸付対象者は全域とする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針	資 料		

先	進	事	例
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新市においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校教育関係の取扱い 学校教育関係の奨学金制度の取扱いについては、新町においても実施する。 学校給食関係の取扱い 学校給食制度の取扱いについては、現行の方式により実施する。 (1) 給食センター及び共同調理場については、新町に引き継ぎ、当分の間その業務を行う。 (2) 給食費については、合併時に調整し統一する。 (3) 米飯給食の助成金については、新町において協議調整する。 (4) 人事関係については、別途協議する。 <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 公立幼稚園については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐ。ただし、授業料、幼稚園就園奨励費補助金については、合併時に統一して実施する。 小・中学校については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐ。 学童保育については、現行のとおり行い、合併後新しいまちにおいて調整を図る。 奨学及び育英事業、その他助成事業については、合併時に統合して実施する。 要保護・準要保護児童生徒就学援助については、現行のとおり実施し、内容に相違があるものについては合併時に統合する。 共同調理場・単独自校調理方式については、当面現行のとおり引き継ぐものとする。 給食費・学校給食費扶助については、合併時に統合して実施する。 <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>（学校教育関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 公立幼稚園については、当面現行のとおりとし、合併後、幼児教育の統一に向け、その調整に努める。 小・中学校については、現行のまま新市に引き継ぐ。 遠距離児童・生徒通学費補助及び就学費の援助については、合併時に新たに定める。 奨学金貸付事業については、合併時に統一の方向で調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 スクールバスの運行については、当面現行のとおりとし、合併後に随時調整する。 <p>（学校給食関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> センター方式・単独自校調理場方式については、当面現行のとおり引き継ぐものとする。 給食費については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。 食器については、当面現行のとおりとするが、食器材質には十分注意し、安全確保に努める。 	<p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度は、川之江市奨学会及び伊予三島市奨学会の規程を変更し、当分の間現行のとおりとする。土居町入学準備金貸付基金条例及び新宮村奨学資金貸与条例は経過措置を設け廃止し、合併後の奨学援助は、奨学会が行うものとする。 スクールバス及び遠距離通学児童・生徒通学費補助金は、当分の間、それぞれ現行のとおりとする。 幼稚園の入園料は、伊予三島市の例による。保育料は、月額5,000円とする。ただし、新宮村については、激変緩和の措置で調整するものとする。 幼稚園の教育年限は、3年とする。 幼稚園の定員は、適正化を図るものとする。 幼稚園バスは、当分の間現行のとおり運行する。ただし、新市において運行体制、料金等を検討し調整するものとする。 就園奨励費補助金は、伊予三島市の例による。 小中学校の通学区域は、当分の間現行のとおりとする。 学校給食の調理方法は、現有施設の有効利用を図り現行のとおり実施する。 給食費については、合併時に調整し統一する。 <p>内子町・五十崎町・小田町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕</p> <p>学校給食関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同調理場（センター方式）・単独自校調理場（自校方式）については、当面現行のとおり引き継ぐものとする。 給食費等については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。 学校給食運営委員会等は、新町において統一し設置する。 <p>幼稚園及び小・中学校関係、通学関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 幼稚園の授業料等については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、新年度（平成17年度）において新たに定めるものとする。 小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 遠距離児童・生徒通学費補助金及び就学費の援助、スクールバスの運行等については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、新年度（平成17年度）において新たに定めるものとする。 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>学校教育業務の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 幼稚園については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 現在設置されている小・中学校については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 小・中学校の管理については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 通学区域については、原則として現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。 英語指導助手については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 スクールバスの運行については、原則として現行のまま新町に引き継ぐものとする。 		